

いわき市地域公共交通利便増進実施計画策定等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、いわき都市圏総合都市交通推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する「いわき市地域公共交通利便増進実施計画策定等業務委託」（以下「本業務」という。）の契約候補者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

※ 公募型プロポーザル方式とは、最も優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書に調整の上、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号を準用し随意契約を締結するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

いわき市地域公共交通利便増進実施計画策定等業務委託

(2) 業務内容

別紙「いわき市地域公共交通利便増進実施計画策定等業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 15 日（金）まで

(4) 委託料上限額

9,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 担当部署（提出先）

所 属 いわき市 都市建設部 都市計画課 総合交通対策担当 金賀、伊東

住 所 〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21

電 話 0246-22-1120（直通）

F A X 0246-24-4306

メール sogokotsutaisaku@city.iwaki.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、公表日（以下「基準日」という。）において、次の全ての要件に該当する者とする。

(1) 一般要件

① 次のア～オまでの要件に該当しないこと。

ア 特別な理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を要しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合においてこれを受けていない者

ウ 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に収めるべき市税を納付していない者

エ いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 2 月 22 日制定）第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者

オ 資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者

- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けたものを除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 本要領を公表した日から契約締結日までの期間において、いわき市、福島県及び国の機関におけるいわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- ④ 地域公共交通利便増進実施計画、地域公共交通再編実施計画に関する業務、または、路線バスの再編に関する業務の受託実績を有するなど、本要領及び仕様書に示した業務に技術上類似する実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

4 スケジュール

内 容	実施期間
実施要領等の公表	令和 5 年 6 月 13 日(火)
質問受付期間	令和 5 年 6 月 13 日(火)から 令和 5 年 6 月 27 日(火) 17 時まで
質問回答(随時)	令和 5 年 6 月 30 日(金)まで
参加表明提出期間	令和 5 年 6 月 23 日(金)から 令和 5 年 7 月 5 日(水) 17 時まで(必着)
参加資格審査結果通知期限	令和 5 年 7 月 7 日(金)まで
企画提案書提出期限	令和 5 年 7 月 28 日(金)17 時まで
審査委員会(契約候補者選定) (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和 5 年 8 月上旬
審査委員会結果通知	令和 5 年 8 月上旬
契約予定日	令和 5 年 8 月中旬

※ 受付等は、土・日・祝日を除く、9 時から 17 時までとする。

5 参加表明について

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を表明するにあたり、次の書類を提出すること。

参加 表明	様式 1	参加表明書
	様式 2	会社概要書
	様式 3	会社業務実績表
	様式 4	誓約書
	様式 5	配置予定者（業務管理者・照査担当者・業務担当者）調書
	添付 1	商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
	添付 2	国税の納税証明書
	添付 3	いわき市税の納税証明書（市内に事業所等がある事業者のみ）
	添付 4	財務諸表（貸貸対象表、損益計算書、株主資本等変動計算書）

※ 財務諸表は、直近のものであること。

※ 国及び市の納税証明書については、3か月以内に発行されたものであること。

※ 令和5年度いわき市入札参加資格名簿に登録されている者は、添付1～添付4を省略することができる。

6 実施要領等に関する質問及び回答

(1) 質問期間

令和5年6月13日(火)から令和5年6月27日(火) 17時まで

(2) 質問方法

質問書(様式8)に質問内容等を記載し、電子メールにより担当部署へ提出すること。
また、提出後には必ず電話による受信確認を行うこと。

(3) 回答方法

全ての質問に対する回答はいわき市ホームページに掲載する。なお、質問者については公表しない。(個別の回答は行わない。)

7 提出書類

(1) 参加表明書

① 配布方法

参加表明書等の様式は、いわき市ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1686018110515/index.html>

② 提出方法

提出書類は、持参、郵送（提出期限内必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る）又は宅配便による提出とする。

③ 提出部数

提出部数は正本1部、写し1部とする。本プロポーザルを辞退する場合には、辞退届（様式9）を持参、郵送又は宅配便で提出することとし、その旨を電話により報告するものとする。なお、参加表明書提出後に辞退届を提出せずに辞退した場合で、いわき市入札参加有資格者の場合は指名停止措置を行う場合がある。

④ 提出期限

令和5年6月23日（金）～令和5年7月5日（水）17時まで必着

⑤ 提出先

「2(5) 担当部署」のとおり

⑥ 参加資格審査結果の通知

本プロポーザルの参加表明者から提出された書類について、担当部署で参加資格審査を行い、結果を参加表明者に対し電子メール、書面等により通知する。

(2) 企画提案書について

① 提出書類

参加資格審査を通過した者のみが、企画提案書を提出することができるものとし、次の書類を提出すること。

企画提案書	様式6 企画提案書（表紙） 企画提案テーマ ア いわき市の公共交通ネットワーク構築に向けた利便増進実施計画の策定方針について イ 鉄道、バス、タクシー、その他モビリティサービスの利便増進策について ウ 公共交通不便地域における移動手段の確保方策について エ タクシーを活用した域内交通確保実証事業の実施方針について
	様式7 見積書
	添付1 実施方針、業務フロー、業務工程表、企画提案テーマ説明資料

※ 添付資料の様式は自由とする。

※ 企画提案テーマ説明資料は、各テーマA3版1～2枚程度で作成すること。

※ 業務工程表は、いわき市地域公共交通利便増進実施計画を令和6年3月に公表、タクシーを活用した域内交通確保実証事業を令和5年10月～令和6年1月の期間に実施する工程とすること。

※ 提案者の名称等が特定できる表現は行わないこと。

② 提出方法

提出書類は持参、郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）又は宅配便による提出とする。

③ 提出部数

提出部数は正本が1部、写し1部とする。

電子データを格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を1枚提出すること（ファイル

形式は、Microsoft Office(Word、Excel、PowerPoint)及びPDF形式とする)。

8 企画提案書の審査・選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び評価は、協議会が設置するいわき市地域公共交通利便増進実施計画策定等業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、実施するものとする。

(2) 審査の観点

各提案者から提出された企画提案書をいわき市地域公共交通利便増進実施計画策定等業務委託公募型プロポーザル評価要領 別表（評価項目・基準）に基づき審査し、総合点が最も高い提案書を「最優秀提案者（契約候補者）」として選定し、次いで評価の高い提案者を「次点」として選定する。

また、評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の協議により選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低点（50点×委員数）以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書を提出した者は審査委員会においてプレゼンテーションを行い、審査委員会の委員によるヒアリングを実施する。詳細は後日、各提案者へ連絡する。

① 開催予定日

令和5年8月上旬（詳細は別途通知）

② 場所

いわき市役所（詳細は別途通知）

③ 審査体制

審査委員会

④ プレゼンテーションへの出席者

本業務を担当予定の業務管理者及び業務担当者は必ず出席するものとし、出席人数は3人以内とする。

⑤ 実施方法

ア プレゼンテーションは、企画提案書の説明と表現を補足するための追加説明とし、その後、審査委員会の委員によるヒアリング（質疑応答）を実施する。

イ 実施時間は、1事業者につき30分程度とし、説明を20分程度、ヒアリング（質疑応答）を10分程度とする。

なお、実施時間については変更する可能性があるが、その際は各提案者へ連絡する。

ウ プレゼンテーションの内容は、事前に提出した提案書に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

エ プレゼンテーションで使用するパソコン、プロジェクター、スクリーンは協議会で用意する（インターネット接続不可）。

オ 説明時に、提案者の名称が特定できるような表現及び対応はしないこと。

(4) 結果通知

本プロポーザルの審査結果は、令和5年8月上旬を目途に提案者の全てに対し電子メール、書面等により通知する。また、いわき市のホームページにて「最優秀提案者（契約候補者）」と「次点」について評価点とともに公表する。

なお、審査において、参加資格要件に合致しないことが判明した場合には、失格として書面により通知する。

9 契約の締結

契約の締結にあたっては、次により行うこととする。

(1) 契約の締結方法

協議会と最優秀提案者（契約候補者）との間で、提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を準用し随意契約により、本業務の委託契約を締結する。（この協議によっては、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。）

また、最優秀提案者（契約候補者）と協議が整わない場合にあっては、次点と協議のうえ、契約を締結する。

なお、最優秀提案者（契約候補者）及び次点の決定から契約締結までの間に、「3 参加資格」に合致しないこととなった場合には、契約を締結しないこととする。

(2) 契約書の作成

契約書は、2通作成し、協議会及び受託者の双方が各1通を保有する。契約金額は、消費税を内書で記載するものとする。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

10 情報公開及び提供

いわき市情報公開条例（以下、「公開条例」という。）では、行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障するとともに、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること及び市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的として市政情報を公開していることから、本プロポーザル実施に関する情報についても公開条例を準用し、情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、個人に関する情報や当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるものなど公開条例第7条第1項各号に該当する場合は、開示しない。その他、情報開示にあたっては、公開条例に従って行うものとする。

11 留意事項

(1) 企画提案にあたっては、本要領及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。

- (2) 一提案者につき一提案とし、複数提案は禁止する。
- (3) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない。
- (4) 企画提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (5) 企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (6) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - ア 本要領に示す参加資格要件から外れた者が行った企画提案
 - イ 本要領等の記載内容に従わない企画提案
 - ウ 定められた日時及び場所に提出されなかった企画提案
 - エ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案
 - オ 虚偽の記載をした企画提案
- (8) 企画提案に関する提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、本市が本業務に関して必要と認めるものについては、企画提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (9) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。
- (10) 企画提案に関し、協議会が提示する書類及び資料は、本企画提案における提案目的以外の使用、複製、転載を禁止する。
- (11) 提案者が不適切な行動をとった場合及びその疑いが生じた等の場合において、公正に本プロポーザルを執行できないと認められるとき、またはその恐れがある場合は、協議会は当該提案者を企画提案に参加させず、または本プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、後日、一連の企画提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除することがある。

なお、不正行為等により、協議会に何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うこともある。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可効力等により、協議会は事業計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。このため、選考の過程において前述の事態に至った場合、協議会は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (13) いわき市の市勢の動向、及び基礎数値等は、いわき市公式ホームページ等を参照すること。
- (14) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (15) 本委託業務の委託料については、業務が適切に完了したことを確認した後、国及び県に対し補助事業の完了報告、補助金の請求を行うこととなるため、本業務の委託料の支払は令和6年5月中旬とする。

12 参考資料

以下の参考資料についてはいわき市ホームページからダウンロードすることができる。

- (1) 第二次いわき市都市計画マスタープラン
- (2) いわき市立地適正化計画
- (3) 第二次いわき都市圏都市交通マスタープラン
- (4) いわき市地域公共交通計画
- (5) いわき都市圏総合交通戦略
- (6) いわき市自転車活用推進計画